

正 誤 表

下記のとおり、訂正し、お詫びいたします。

・116頁本文4行目

誤： 子どもがいない場合の相続分は4分の3がSさんに、4分の1が遺留分として夫の親（親が亡くなっている場合は兄弟）になります。

正： 子どもがいない場合の法定相続分は、夫に親がいる場合は3分の2がSさんに、3分の1が夫の親に、夫の親が亡くなっている場合で兄弟がいる場合は、4分の3がSさんに、4分の1が夫の兄弟（兄弟がすでに亡くなっている場合は兄弟の子）になります。

・125頁下から10行目および7行目

誤：増設

正：造設